

## 自動車騒音の要請限度

騒音規制法（昭和 43 年法律 98 号）第 17 条第 1 項の総理府令で定める限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

### 備考

1. a 区域：専ら住居の用に供される区域
2. b 区域：主として住居の用に供される区域
3. c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
4. 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで
5. 夜間：午後 10 時から翌日午前 6 時まで